

厚生労働省
東京労働局発表
令和4年11月18日

担 当	東京労働局労働基準部
	安全課長 小嶋 三喜雄
	主任安全専門官 飯塚 直樹
	電話 03 (3512) 1615

年末・年始 Safe Work 推進強調期間を実施 します。(11月21日～1月31日)

～死亡災害が増加する建設業に対して集中指導を実施します～

東京労働局(局長 辻田博)では、令和4年11月21日から令和5年1月31日までの期間を「年末・年始 Safe Work 推進強調期間」として設定し、都内事業場の安全気運の向上に向けた取組の一層の推進を図るため、都内の労働災害防止団体、事業者団体及び事業者に対して労働災害防止を呼びかけます。(別添1、2)

また、都内の建設業では、令和4年の直近(令和4年11月15日現在)の死亡災害は23人で昨年の同期と比較して2人上回る状況となっていることから、東京労働局、都内の各労働基準監督署では、管内の建設工事現場に対して、集中指導を実施します。

【主な取組事項】

1 集中的な建設現場指導の実施

労働基準監督署では、本期間に建設工事現場に対して現場指導を集中的に実施します。

また、東京労働局幹部パトロールを下記のとおり実施します。

2 安全衛生パトロールの実施

(1) 東京労働局長と建設業労働災害防止協会東京支部長との合同による
建設現場パトロール

日 時：令和4年11月29日(火) 午後2時～午後4時

実施場所(パトロール現場)：

竹中・協栄・明成・武蔵野・I N A 特定建設共同企業体

中野区新庁舎整備事業(東京都中野区中野4丁目11番14号)

内 容：詳細は別途発表いたします。

(2) 東京労働局幹部と建設業労働災害防止協会東京支部との合同による
建設現場パトロール

令和5年1月中旬に実施予定。実施場所や内容は後日発表します。

3 各労働災害防止関係団体^{※1}に対する取組要請

局長から文書により各労働災害防止団体（115団体）の長あて、取組要請
を行いました（別添3）。

※1 公益社団法人東京労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会東京支部、
陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会、港湾貨物運送事業労働災害防
止協会東京総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会東京都支部など

添付資料

- 1 令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱
- 2 周知用リーフレット
- 3 労働災害防止関係団体への要請文
- 4 労働災害発生状況（速報値）
- 5 解体工事労働災害防止講習会 開催リーフレット

令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

令和4年11月
東京労働局

1 趣旨

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生機運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

令和3年の死亡災害は77人と前年比で約倍増となり、休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）も12,876人と前年比2,000人以上の増加となった。

令和4年に入っても、建設業の死亡災害に歯止めがかからず、10月末現在で、21人もの尊い命が失われたところである。また、死傷災害についても、業種横断的に「転倒」や腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」といった人の作業行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）が増加傾向にある。

さらに、労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化されることから今後の改正を踏まえた対応が求められる。

そのため、本強調期間では、特に、死亡や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業について、労働災害防止対策の推進を強化するとともに、化学物質管理や業種横断的に行動災害の防止対策の推進を強化する。

2 取組期間

令和4年11月21日（月）～ 令和5年1月31日（火）

3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動、感染症防止等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

（1）行政による重点実施事項

- ① 「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の機運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③ 労働基準監督署による集中的な建設現場指導
- ④ 災害多発業種等に対する講習会などを通じた労働災害防止指導の強化
- ⑤ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ⑥ 行動災害予防に向けた啓発資料等の作成、発信
- ⑦ 化学物質管理に関する講習会などを通じた改正法令の周知
- ⑧ 各事業場における安全衛生宣言活動の推進

（2）各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の機運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール

- ④ 感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催
- ⑤ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑥ 墜落・転落災害、行動災害予防を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑦ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑨ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑩ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑪ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

年末・年始

セーフ ワーク

Safe Work

推進強調期間



年末年始における死亡災害の撲滅を目指し、建設現場に対して集中パトロールを実施します！

期間 令和4年11月21日(月)～令和5年1月31日(火)

死亡災害では、依然として建設業が最多(本年10月末現在21人、前年同期比で2人増)であることから、集中的な建設現場の指導を実施します。



安全衛生管理活動の「4K」

決意表明、高所対策、管理活性化、教育強化の徹底をお願いします！

～皆様へのお願い～

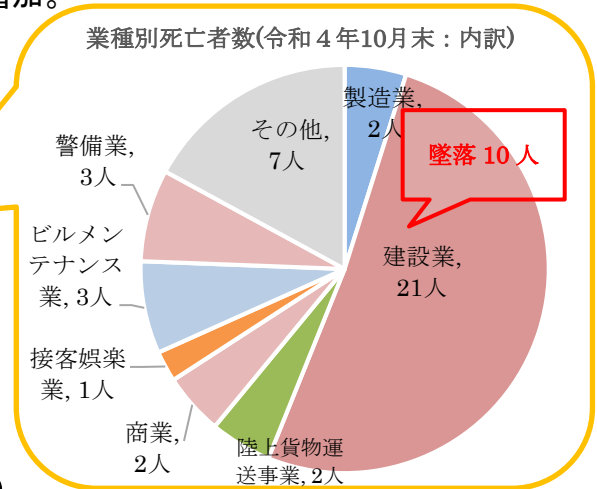
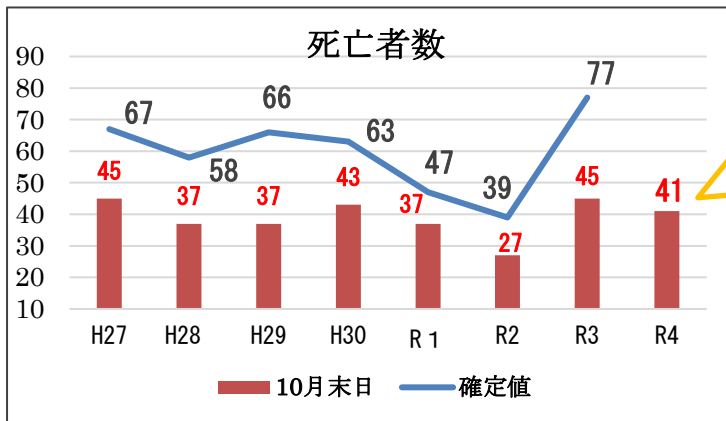
- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の機運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場の経営トップによるパトロールの実施
- ④ 感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催
- ⑤ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑥ 墜落・転落災害、行動災害予防を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底(災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等)
- ⑦ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑨ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑩ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑪ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



令和4年（10月末時点）の東京労働局管内の労働災害発生状況

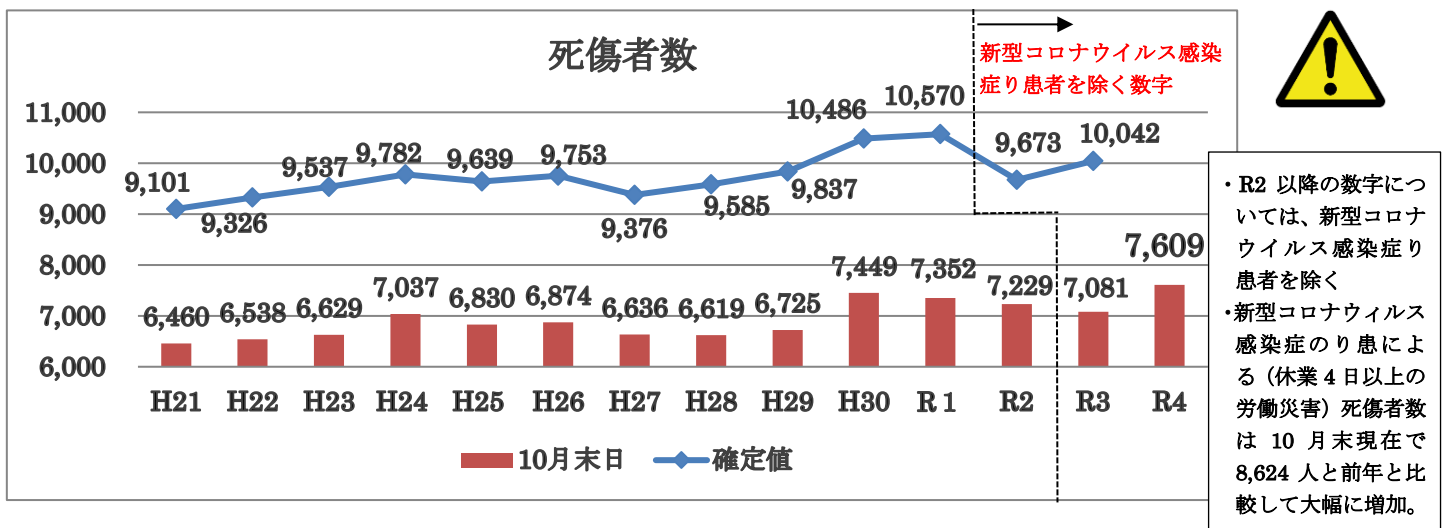
死亡者数（41人）

- ・製造業2人、建設業21人、陸上貨物運送事業2人、商業2人、ビルメンテナンス業3人など。
- ・全業種で墜落・転落により18人死亡、前年より3人増加。



死傷者数（7,609人 新型コロナウイルス感染症り患者を除く）

- ・去年同期を上回っており、**年間1万人を超える恐れ**。
- ・昨年と比べ、製造業、建設業、運輸交通業、飲食店、警備業での増加が目立っている。
- ・業種横断的に事故の型では「転倒」、「激突」、「高温・低温の物との接触」が特に増加。



年末・年始に発生した災害事例

製造業
 （年齢：60歳代）
 プレス機械による銘板抜き作業中に誤ってペダルを踏んでしまい、右手中指と薬指を切傷した。（休業3ヶ月）

建設業
 （年齢：60歳代）
 木造2階建ての解体工事において、1階の屋根上にある瓦の撤去作業中に墜落し、両腕を骨折した。（休業2ヶ月）

運輸交通業
 （年齢：60歳代）
 トラックからの荷下ろし作業中、ゲートリフターのストッパー部分を踏んでしまい、後方に荷とともに墜落した。（休業3ヶ月）

接客娯楽業
 （年齢：50歳代）
 店内フロアにて、ビールグラスを両手に持って移動中、服が椅子に引っ掛かり転倒し右肩を骨折した。（休業3ヶ月）

労働災害発生状況、労働災害防止に関するパンフレット等は東京労働局ホームページをご覧ください。



東労発基 1104 第 17 号
令和 4 年 11 月 4 日

別添の労働災害防止団体等の長 あて

東京労働局長

令和 4 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間の実施について

平素より、東京労働局の行政運営、とりわけ労働安全衛生行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

東京労働局におきましては、第 13 次東京労働局労働災害防止計画（平成 30 年度からの 5 か年計画）に基づき、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとする官民一体となった労働災害防止に向けた取組を推進しており、本年度が最終年度となります。

一方で、東京労働局管内における令和 4 年労働災害発生状況は、10 月 24 日時点で死亡者数 38 人（前年同期比－6 人）、9 月末時点での休業 4 日以上之死傷者数 13,608 人（前年同期比＋5,345 人）となっており、死亡者数は減少しているものの死傷者数は増加しており、大変憂慮すべき状況となっていることから、目標達成に向け更なる労働災害防止の取組が求められています。

このような状況を踏まえ、慌ただしくなる年末・年始をとらえ、労働災害防止活動の活性化及び労働災害の防止を目的とした「令和 4 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、都内各事業場の安全機運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとします。

つきましては、本強調期間の趣旨を御理解いただき、別添要綱による取組に御協力賜りますようお願いいたします。

令和4年死亡災害発生状況(対前年比較)

令和4年11月15日 現在

現在	48人
前年同期	51人

令和4年死亡災害発生状況 (11月15日現在)

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注2) 陸上貨 物運送 事業	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娯 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (一次 産業)	全産業 合計
本年発生分	2	23	2	13	2	8	3	1	0	2	1	0	0	1	1	5	3	9	0	5	2	48
前年同期	5	21	2	17	1	2	2	2	0	4	2	5	4	0	0	4	2	7	0	3	1	51
増減数	-3	2	0	-4	1	6	1	-1	0	-2	-1	-5	-4	1	1	1	1	2	0	2	1	-3

(注1) 上段は本年11月15日 現在 (速報値)
下段は前年同期 (速報値)

(注2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和4年死傷災害発生状況 (10月末日現在)

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

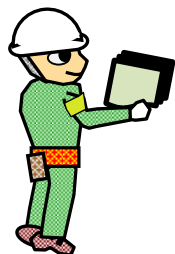
	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注3) 陸上貨 物運送 事業	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娯 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (一次 産業)	全産業 合計
本年発生分	492	1,001	226	575	31	200	823	432	310	1,664	1,197	8,450	4,008	800	573	706	480	1,505	76	282	50	16,233
前年同期	460	884	143	576	40	165	820	304	153	1,549	1,132	2,576	1,325	579	444	668	423	1,300	106	264	56	9,349
増減率(%)	7.0	13.2	58.0	-0.2	-22.5	21.2	0.4	42.1	102.6	7.4	5.7	228.0	202.5	38.2	29.1	5.7	13.5	15.8	-28.3	6.8	-10.7	73.6

(注1) 上段は本年10月末日 現在(速報値)
下段は前年同期 (速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上災害。

(注3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

「解体工事業労働災害防止講習会」 ～ 安全な解体工事の施工に向けて ～



2023年 1月13日(金)
13時30分～16時30分

定員 **80名** (無料)

会場: 九段第3合同庁舎 11階2会議室
(千代田区九段南1-2-1)

対象者

解体工事業に関わる事業者、工事責任者、安全衛生責任担当者

内 容

- 解体工事の労働災害防止対策について
- 解体工事における労働災害発生状況、災害事例について
- 解体工事における災害防止活動の事例紹介
- 石綿対策

申し込み方法：厚生労働省ホームページ

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイトによりお申し込みください。
(QRコード読み取りによりサイトに接続します。)



申し込み締切 開催日の一週間前まで

※ 申し込み人数が定員に達した時点で締め切らせて頂きますのでご了承ください。

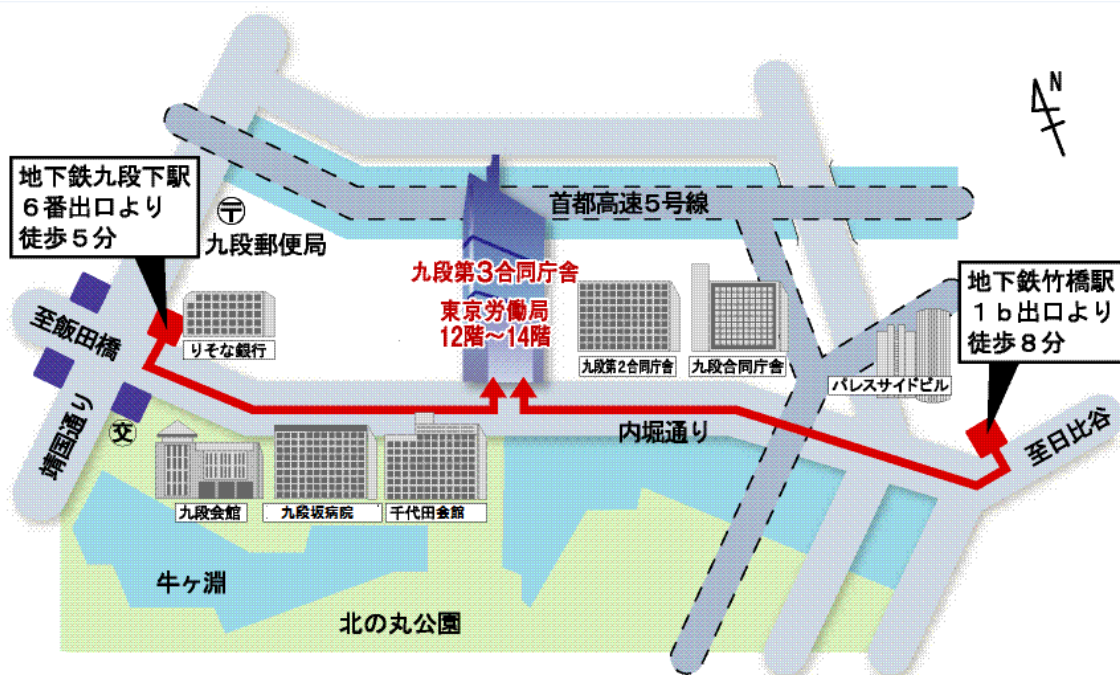
○開催に当たって

本講習会では、解体工事における労働災害防止対策等について、担当者から説明を行うとともに、実際の解体工事における取組事例についての事例発表を行う予定としています。

皆様にお役に立つ情報が得られることと思います。ぜひご出席いただきますようお願いいたします！

令和4年10月11日(火)に開催した講習会と同一内容です。

東京労働局案内図



千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎会場:11階 2会議室

地下鉄九段下駅6番出口より徒歩5分
地下鉄竹橋駅1b出口より徒歩8分

※九段合同庁舎のエレベーターホール入口において、入場 警備を行っています。

警備員が行き先をお尋ねしますので、「11階会議室で東京労働局関係の講習会に出席する」旨、お伝えください。

会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【お問い合わせ先】

東京労働局 労働基準部 安全課

TEL 03-3512-1615 担当 横山 鈴木

